

鳳鳴会慶弔規程

(平成5年5月7日制定)

第1条 この規程は、会則第6条第3号に基づき、慶弔について定める。

第2条 名誉会員及び顧問並びに特別会員、一般会員であつて、次の各号に該当する者に対して、本会の名において慶弔の意を表することができる。ただし、事務局の協議を経て会長の承認を要するものとする。

- (1) 栄典を授与された者
- (2) 地方自治体の長に就任した者
- (3) 国政の要職に就任した者
- (4) 本会の役員に就任したことのある者、もしくは現に役員である者が死亡した場合
- (5) 本会に特別の功労があつた者が死亡した場合

第3条 物故会員については、会報もしくは総会において報告し、弔意を捧げるものとする。

第4条 この規程に定めるもののほか、特に必要と認める場合は、慶弔の意を表することができる。この場合においては、第2条但し書きを準用する。

附 則

この規程は、令和5年5月10日から施行する。